

高所作業台（アップスター）の特別教育に関するお知らせ

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部改正（平成 27 年 7 月 1 日施行）により、特別教育を必要とする業務として足場の組立て等に係わる業務が新たに追加され、当社高所作業台（アップスター）の取扱いにあたり、当該法規が適用されますのでお知らせ致します。

敬具

記

1. 適用法規

労働安全衛生規則

第 36 条（特別教育を必要とする業務）

39 項 足場の組立て、解体又は変更の作業に係わる業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）

2. 法規解釈

当社高所作業台（アップスター）は、作業床等の昇降作業、妻側タラップを設置する作業が労働安全衛生規則第 36 条 39 項に該当するため。

（確認先：厚生労働省建設安全対策室）

3. 足場の組立て等の業務に係わる特別教育の科目（安全衛生特別教育規定）

科目	時間	時間 (現在業務従事者)
足場及び作業の方法に関する知識	3時間	1時間30分
工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識	30分	15分
労働災害の防止に関する知識	1時間30分	45分
関係法令	1時間	30分

4. 特別教育の全部を省略することができる方

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和 47 年労働省告示第 109 号）第 1 条各号に掲げる方
- ③とびの 1 級または 2 級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

5. 特別教育の実施

特別教育は事業者が実施、外部機関での受講となります。

<参考>外部機関：建設業労働災害防止協会、中央労働災害防止協会など

6. 経過措置

平成 27 年 7 月 1 日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係わる業務に就いている方（現在業務従事者）は平成 29 年 6 月 30 日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うこととなります。

以上